2026 年 10 月 1 日

# 講演・研修等をご依頼いただく皆様へ

NPO 法人せいしとらんし熊本
理事長　中村 和可子

## 講師派遣に係る交通費について

平素より、NPO 法人せいしとらんし熊本の活動にご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。
当法人では、講演・研修等に伴う講師の交通費について、下記のとおり取り扱うこととといたしました。
ご依頼の際には、講演料等とは別に交通費をご負担いただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

## 記

### 1. 依頼者様に旅費・交通費の規程がある場合

**依頼者様の規程・支給基準に準じます。**

### 2. 依頼者様に規程がない場合

**熊本県の旅費に関する基準を参考に、以下のとおり算定します。**

**（1）自家用車を利用する場合**

出発地から会場までの合理的な経路による往復距離を基準とし、**1km につき 37 円**として算定します。

**（2）高速道路・有料道路を利用する場合**

必要に応じて利用し、通行料金の実費をご負担いただきます。

**（3）公共交通機関を利用する場合**

鉄道、バス、市電、新幹線等を利用する場合は、合理的な経路による運賃・料金の実費をご負担いただきます。

**（4）有料駐車場を利用する場合**

会場等で有料駐車場の利用が必要な場合は、実費をご負担いただきます。
なお、交通手段および交通費については、講師派遣の調整時に確認・ご相談させていただきます。

以上

**【適用開始日】2026 年 10 月 1 日**